

(仮称) 学校事故等調査委員会の設置等について

学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課
放課後子ども課

1. 政策等の背景・目的及び効果

学校で生じる事故等の対応については、文部科学省より「学校事故対応に関する指針」が示されており、学校や教育委員会が事件・事故災害の未然防止対策をとるとともに、学校事故等が発生した場合に発生直後の対応、初期対応、基本調査や詳細調査、再発防止策の策定・実施等、適切に対応するよう、共通理解と外部の専門家が参画する調査委員会の設置などの体制整備を図るよう求められています。本市においては、学校事故等の未然防止のための取組や事故発生直後の対応、初期対応についてはすでに整備し、実行しています。

今般、(仮称)特定教育・保育における枚方市重大事故検証委員会の設置と機を一にして、本指針に基づき、学校事故等が発生した場合に、学校における基本調査の実施体制をとるとともに、発生原因や事故後の対応等を詳細かつ客観的に調査し、より効果的な再発防止策を講じることができるよう、(仮称)学校事故等調査委員会の設置等の体制整備を図るものです。

2. 内容

(1) 学校事故等対応の流れ（文部科学省「学校事故対応に関する指針」より）

すでに整備及び実行

①未然防止のための取組

- 危機管理マニュアル及び緊急時対応の体制の見直し
- 安全教育の充実、安全点検の徹底

②事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

③初期対応時の対応

- 発生した事故について教育委員会へ報告
- 死亡事故については、府教育委員会を通じて国へ報告

今般、体制整備及び学校への周知を図るもの

④基本調査の実施

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故の場合、学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等)を実施し、教育委員会へ報告

教育委員会による詳細調査への移行の判断

⑤詳細調査の実施

- 教育委員会が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 教育委員会は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 調査結果を、府教育委員会を通じて国に提出

⑥再発防止策の策定・実施

- 学校、教育委員会は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況については、適時適切に点検・評価

(2) 詳細調査の体制

① (仮称) 学校事故等調査委員会の設置

- i 担当事務 事実関係の確認、事故に至る経過を探り、発生原因を調べ、事故後の対応を確認し、再発防止策を打ち立てる
- ii 構成員 弁護士、医師、学識経験者等

② 調査の対象

学校による基本調査のうち、詳細調査が必要と教育委員会が判断したもの。

《詳細調査に移行すべき事案の考え方》

- ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
- イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- ウ) その他必要な場合

(3) 総合型放課後事業における事故等の対応について

学校事故等に準じて対応する。ただし、基本調査（職員・児童等の聞き取り等）については、放課後子ども課で実施する。

3. 実施時期等

令和5年(2023)年11月	教育子育て委員協議会において報告
令和6年(2024)年3月	3月定例会議会に「(仮称)学校事故等調査委員会設置条例(案)」を提出予定
4月	(仮称)学校事故等調査委員会を設置

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標 1.6 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち
実行計画 1.6-2 快適で安心できる学習環境づくり



5. 関係法令・条例等

学校保健安全法

学校事故対応に関する指針(文部科学省通知)

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(厚生労働省令)

子どもを守る条例

枚方市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例